

# いよいよ消費税10%へ！増税前にすべきこと！知って得する 消費税増税に係る軽減税率・経過措置対策説明会

令和元年10月1日より消費税の増税が予定されております。消費税の増税にあたり、酒類・外食を除く飲食料品などにおいては、軽減税率が適応されることとなっております。また、一定の条件の元、適応経過措置（一定の条件で増税後の引き渡し等でも消費税が8%のまま）が設けられることにもなっております。消費税増税に伴う上記制度を正しく理解し、有効に利用する事で、お客様の税負担を8%にとどめ受注促進を図り、消費税増税をチャンスに変えることが出来ます。※軽減税率においては、飲食品の取扱いがない事業者の方や免税事業者の方も対応が必要となる場合があります！

☆**研修内容**☆

1. 消費税増税・軽減税率制度
2. 帳簿と請求書等の記載と保存
3. 軽減税率対策補助金
4. 経過措置
5. 書面（契約書・請求書等）の発行方法、会計処理、価格転嫁など

.....  
■開催日時：**令和元年6月25日(火) 18:30～20:30**

■会場：瑞穂町商工会 2階大会議室（瑞穂町石畑1973）

■講師：平山税理士事務所 税理士 平山 敬夫 氏

（プロフィール）

税理士、社会保険労務士。大学卒業後、金融機関にて融資・外為業務に携わり、転職先の会計事務所において会計・税務全般の知識・手法を学び、平成12年に瑞穂町長岡にて平山税理士事務所を開業し現在に至る。一期一会を座右の銘とする。

■定員：先着30名（受付確認後、担当からご連絡いたします）

■参加費：無料 ■対象者：瑞穂町内事業者またはその従業員

■申込み：下記申込書にご記入の上、6月17日(月)迄に瑞穂町商工会へファックスまたは電話にてお申し込み下さい。

■お問合せ：瑞穂町商工会（TEL.042-557-3389 FAX.042-557-5290）  
.....



先着  
30名

## 消費税増税に係る軽減税率・経過措置対策説明会 申込書

フリガナ			年 月 日
事業所名		お名前	
所在地		お名前	
TEL		お名前	
FAX			

※本申込書に記入いただいた個人情報につきましては、セミナー開催に係る受講者の確認、受講者名簿の作成、出欠確認及びセミナー運営に関する連絡のみに使用いたします

特に、食料品販売業、テイクアウトを行う飲食販売業、建設業に分類される工事請負、製造業に分類される製造請負、またこれらに類する契約、資産の貸付にかかる契約（賃貸借契約）については、税率引き上げの影響が大きいと考えられますので、出来るだけご参加ください。

消費税率は経済状況等を総合的に勘案した上で、令和元年10月に10%に引き上げられる予定です。消費税率の引き上げ実施判断（引き上げの停止も含め）は、今後政府が所要の時期に適正な措置を講ずることとなっております。

■会 場：瑞穂町商工会 大会議室 （瑞穂町石畑1973）

